# 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令

# 第三号様式

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.2
【根拠条文】	法第27条の26第2項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業) 弁護士 小 野 雄 作
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー
【報告義務発生日】	平成25年8月15日
【提出日】	平成25年8月20日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	3名
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	単体株券等保有割合及び株券等保有割合が1%以上増加した
	こと

# 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社メイテック
証券コード	9744
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

# 第2【提出者に関する事項】

- 1【提出者(大量保有者)/1】
- (1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

	•
個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	テンプルトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー (Templeton Investment Counsel, LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 33301、フロリダ州、フォート・ローダデイル、セカンドストリート、サウスイースト300
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

# 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

# 【法人の場合】

設立年月日	1979年10月24日
代表者氏名	ローリー・エー・ウェーバー
代表者役職	副社長、アシスタントセクレタリー
事業内容	投資顧問業

# 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワーベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業) 弁護士 西 田 武
電話番号	03-6271-9900

# (2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

#### (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】 【保有株券等の数】

変更報告書 (特例対象株券等)

				女史報古音 (
	法第27条の23	法第27条の23	法第2	7条の23
	第3項本文	第3項第1号	第3月	頁第2号
株券又は投資証券等(株・口)				2,140,210
新株予約権証券(株)	А	-	Н	0
新株予約権付社債券(株)	В	-	1	0
対象有価証券 カバードワラント	С		J	0
株券預託証券				0
株券関連預託証券	D		К	0
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	Е		L	
対象有価証券償還社債	F		М	0
他社株等転換株券	G		N	0
合 計(株・口)	0	Р	Q	2,140,210
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R			-
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S			-
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т			2,140,210
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U			-

# 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成25年8月15日現在)	V 33,000,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	6.49%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	5.35%

# (4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

# 2 【提出者 (大量保有者) / 2 】 (1) 【提出者の概要】\_\_\_\_\_

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ・コープ (Franklin Templeton Investments Corp.)
住所又は本店所在地	カナダ M2N OA7、オンタリオ州、トロント、ヤング・ストリート5000
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

# 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

# 【法人の場合】

設立年月日	1982年10月1日
代表者氏名	マイケル D アグロサ
代表者役職	チーフ・コンプライアンス・オフィサー
事業内容	投資顧問業

# 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業) 弁護士 西 田 武
電話番号	03-6271-9900

# (2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

# (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】 【保有株券等の数】

【保有株夯寺の数】				
	法第27条の23	法第27条の23		527条の23
	第3項本文	第 3 項第 1 号	第3	項第2号
株券又は投資証券等(株・口)				346,511
新株予約権証券(株)	A	-	Н	0
新株予約権付社債券(株)	В	-	ı	0
対象有価証券	С		J	0
カバードワラント				
株券預託証券				0
株券関連預託証券	D		К	0
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	Е		L	
対象有価証券償還社債	F		M	0
他社株等転換株券	G		N	0
合 計 (株・口)	0	Р	Q	346,511
信用取引により譲渡したこと	R			
により控除する株券等の数				-
共同保有者間で引渡請求権等	S			
の権利が存在するものとして				-
控除する株券等の数				

変更報告書(特例対象株券等)

保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	T 346,511
保有潜在株式の数	U
(A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	-

# 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成25年8月15日現在)	V	33,000,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		1.05%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.65%

# (4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

# 3【提出者(大量保有者)/3】 (1)【提出者の概要】\_\_\_\_\_

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ(アジア)リミテッド (Franklin Templeton Investments (Asia) Limited)
住所又は本店所在地	香港、セントラル、コノートロード8、ザ チャーターハウス 17階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

# 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

# 【法人の場合】

設立年月日	1993年12月1日
代表者氏名	グレゴリー・イー・マクゴーワン
代表者役職	取締役
事業内容	投資顧問業

# 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワーベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業) 弁護士 西 田 武
電話番号	03-6271-9900

# (2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

# (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】 【保有株券等の数】

【体育体为专业效】	法第27条の23 第 3 項本文	法第27条の23 第 3 項第 1 号	法第27条の23 第 3 項第 2 号
株券又は投資証券等(株・口)			73,900
新株予約権証券(株)	A	-	Н 0
新株予約権付社債券(株)	В	-	0
対象有価証券 カバードワラント	С		J 0
株券預託証券			0
株券関連預託証券	D		K 0
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	Е		L
対象有価証券償還社債	F		M 0
他社株等転換株券	G		N O
合 計 (株・口)	0	Р	Q 73,900
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		-
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		-
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т		73,900
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		-

# 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成25年8月15日現在)	V 33,000,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	0.22%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	0.21%

#### (4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

# 第3【共同保有者に関する事項】

- 1【共同保有者 / 1】
- (1)【共同保有者の概要】 該当なし
- (2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】 該当なし

# 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

亦再報告書	(特例対象株券等)
久丈+以口曰	( 1 <del>1</del> 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17

# 1【提出者及び共同保有者】

- (1) テンプルトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー (Templeton Investment Counsel, LLC)
- (2) フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ・コープ (Franklin Templeton Investments Corp.)
- (3) フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ(アジア)リミテッド (Franklin Templeton Investments (Asia) Limited)

# 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

# (1)【保有株券等の数】

(1)【休月休分号の数】	\\\ \parallel{\parall	\_\	\
	法第27条の23 第 3 項本文	法第27条の23 第 3 項第 1 号	法第27条の23 第 3 項第 2 号
株券又は投資証券等(株・口)			2,560,621
新株予約権証券(株)	А	-	H 0
新株予約権付社債券(株)	В	-	I 0
対象有価証券 カバードワラント	С		J 0
株券預託証券			0
株券関連預託証券	D		K 0
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M 0
他社株等転換株券	G		N 0
合 計(株・口)	0	Р	Q
			2,560,621
信用取引により譲渡したこと	R	•	•
により控除する株券等の数			_
共同保有者間で引渡請求権等	S		,
の権利が存在するものとして			-
控除する株券等の数			
保有株券等の数(総数)	Т		2,560,621
(O+P+Q-R-S)			2,000,021
保有潜在株式の数	U		
(A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)			-

# (2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成25年8月15日現在)	V 33,000,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	7.76%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	6.22%

# (3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】

	提出者又は共同保有者名	保有株券等の数(総数)	株券等保有割
-1	促山台人は共門体行台台	(株・口)	合(%)

変更報告書 (特例対象株券等)

	•	XXTX D D ( 131/
テンプルトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー (Templeton Investment Counsel, LLC)	2,140,210	6.49
フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ・コープ	346,511	1.05
(Franklin Templeton Investments Corp.)		
フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ (アジ		0.22
ア) リミテッド	73,900	
(Franklin Templeton Investments (Asia) Limited)		
合 計	2,560,621	7.76